

# 御坊税務署からのお知らせ

## 👉 申告と納税について

所得税・贈与税の申告と納税は**3月15日(木)**まで  
個人事業者の消費税の申告と納税は**4月2日(月)**まで  
申告書は自分で書いてお早めに送付等でご提出ください。



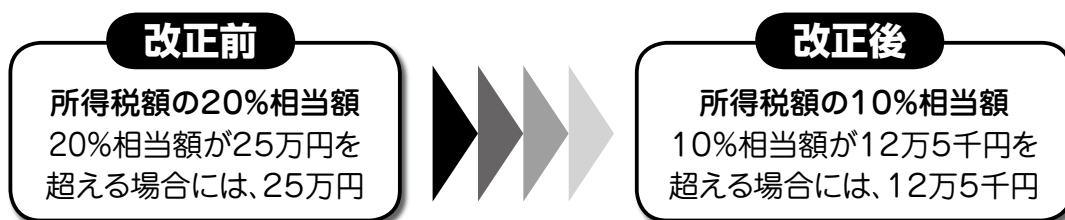
## 👉 納税は便利な口座振替を!

納税はご指定の預金口座から自動的に納付できる安全・便利な**振替納税**のご利用をお勧めします。  
なお、口座振替をご利用されている方の振替納付日は、  
所得税は**4月20日(金)**、個人事業者の消費税は**4月26日(木)**です。

## 👉 本年度はここが変わります!

### ○定率減税額の引下げ

定率減税の額について、次のように引き下げられ、平成18年分以降の所得税について適用することとされました。



### ○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の計画区域内において、居住用の家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。）に一定の耐震改修をした場合には、その改修した年分の所得税の額から、当該耐震改修に要した費用の額の10%相当額（最高20万円）を控除することとされました。

### ○寄付金控除の改正

寄付金控除について、適用下限額が5千円（改正前：1万円）に引き下げられました。

### ○政党等寄付金特別控除の改正

平成21年12月31日までに支出した寄付金に係る政党等寄付金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄付金の適用下限額が5千円（改正前：1万円）に引き下げられました。

## 👉 インターネットで申告書の作成や申告をしましょう!

国税庁のホームページにある「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、パソコンで所得税及び消費税などの申告書が作成でき、プリンタで印刷すればそのまま税務署に提出できます。

また、作成したデータをe-Taxに引き継ぐことにより、電子申告をすることもできますので、是非ご利用ください。

※ e-Taxのご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続きが必要です。

国税庁ホームページアドレス▶▶▶▶ <http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページアドレス▶▶▶▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 👉 確定申告会場の開設について

御坊税務署では、以下の日程で申告会場を開設します。

### ◎公的年金等受給者・サラリーマンの方の申告会場日程

会場	日程	受付時間	相談対象者
御坊市役所 5階大会議室 (御坊市藪350)	2月5日(月)	9:30 ~ 11:30	・年金受給者の方 ・住宅借入金(取得)等特別控除を受けられる方 ・給与所得の還付申告の方(中途退職等)
	2月7日(水)	13:00 ~ 15:00	

### ◎税理士による無料申告相談会場日程

会場	日程	受付時間	相談対象者
日高川町役場3階会議室 (日高川町土生160)	2月21日(水)	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00	・小規模な事業所得者
御坊市役所5階大会議室 (御坊市藪350)	2月28日(水) 3月2日(金)		

※贈与税に関するアドバイスは行っていません。

※会場の開設時間は、9:30~16:00です。なお、各会場とも12:00~13:00は、職員等によるアドバイスは行っていませんのでご了承ください。

#### ※当日ご持参いただくもの

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ①平成18年分の確定申告関係諸用紙      | ⑥給与(年金)などの源泉徴収票       |
| ②所得の計算に必要な書類           | ⑦前年(平成17年)分の確定申告書等の控え |
| ③国民健康保険料等の領収証等         | ⑧前年(平成17年)分の決算書等の控え   |
| ④国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類 | ⑨計算器、筆記用具及び印鑑         |
| ⑤生命(損害)保険料などの証明書       | ⑩その他確定申告書の作成に必要な書類    |

#### お問い合わせ先

御坊税務署  
〒644-0002 御坊市藪430-3

☎(22) 1052  
(個人課税部門)

☎(22) 0695  
(代表)

## 📎 介護保険からのお知らせ

### 税金の確定申告の時期になりました。

- 介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。
- 要介護認定を受けている方は、心身の状態によって障害者控除の対象となる場合があります。(障害者控除認定申請が必要)
- 施設サービスや一定の居宅サービス(訪問看護、通所リハビリ等)の利用料は、医療費控除の対象となります。(領収書が必要)

詳しくは、お問い合わせ下さい。

本庁保健福祉課 ☎ 22-9041  
中津支所住民福祉課 ☎ 54-0324  
美山支所住民福祉課 ☎ 56-0394

## 📎 人権擁護委員さんが変わりました。



西川 嘉朗さん

人権擁護委員さんとして永年務められた杉谷士郎さん(皆瀬)の辞職に伴って、後任として西川嘉朗さん(川原河)が本年1月1日付けで法務大臣から委嘱されました。

人権尊重の啓発やふれあい相談所などで人権の相談に応じてくれます。